

令和８年度 摂津峡公園危険木等処理業務委託
特記仕様書

第１章 目的・適用

- １．高槻市都市創造部公園課（以下「公園課」という。）が発注する『令和８年度摂津峡公園危険木等処理業務委託』に係る契約書等の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものである。
発注者と受注者は各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行し、ハイキングルートを塞いでいる倒木及びキャンプ場ルートの危険木の伐採、摂津峡公園管理事務所北側法面エリアの高木強剪定等を実施することを目的とする。
- ２．本特記仕様書は、本業務委託に係る特記事項を定めたものである。

第２章 業務委託の範囲

- １．業務実施地は、高槻市摂津峡公園地内の指示する場所とする。
- ２．業務内容は、次の４点とする。
 - （１）摂津峡ウォーキングコース「渓谷コース」の中程、八畳岩付近の公衆トイレより山肌部にある倒木４本の伐採、除根、搬出、処分。
対象となる倒木の位置、状況、幹周は「別紙１」のとおり。
 - （２）摂津峡青少年キャンプ場出入口門から摂津峡ウォーキングコース「スカイラインコース」を結ぶルート沿いの危険木２７本の伐採、搬出、処分。
対象となる危険木の位置、状況、幹周は「別紙２」のとおり。
 - （３）摂津峡公園管理事務所北側法面エリア内の高木強剪定、下木伐採、笹刈、搬出、処分。
対象となるエリアは「別紙３」のとおり。
 - （４）上述２．（１）～（３）の作業実施において支障となる木、枝の伐採、除草、搬出、処分。

第３章 期間

契約締結日から令和９年２月２８日

第４章 履行時期及び履行方法

- １．各業務の実施時期については、監督職員（以下「職員」という。）の指示があった時期とする。
- ２．作業実施前に職員と立ち合いを実施し、履行箇所、履行期間、履行内容等について確認すること。
- ３．作業に必要な車両駐車場所、搬出に係る積込場所、搬出ルートは、事前に職員と打ち合わせを行うこと。

第５章 施工

- １．倒木及び危険木伐採
 - （１）伐採については、公園施設等に損傷がないよう注意すること。

- (2) 第2章2.(1)の倒木4本は、伐採後、除根を行うこと。なお、伐採、除根後の車両への運搬、集積は人力を想定している。ただし、機械等の使用を妨げるものではない。
- (3) 第2章2.(2)の危険木27本は、切株の高さは担当職員と協議し、地際より30cm～40cm程度の位置で行うこと。また、切断面は安全性を考慮し、ささくれ等がないように処理すること。
- (4) 伐採する際は、ウォーキングコースの通行者への危険とならないよう、危険木を倒す方向に十分注意すること。伐採木の集積場所、車両への積込方法に関しても、十分注意すること。
- (5) 伐採で生じた幹（根含む）及び枝葉の搬入方法等については、リサイクル施設の仕様に従うこと。

2. 管理事務所北側法面での高木剪定

- (1) 法面は急傾斜であり、極めて足場が悪いため、事前に下見を行い、高木強剪定、下木伐採、笹刈、除草、搬出に必要となる資機材、機械等を準備すること。
- (2) 徒長枝、平行枝、さかさ枝、からみ枝、ふところ枝、立枝、不要な胴ぶき枝、ひこばえ、枯枝及び樹勢の維持や周辺環境に悪影響をおよぼす枝は、その付け根から切除すること。
- (3) 樹種樹形によって異なるが、原則として2cm以下の枝は全て切り取ること。
- (4) 木と木が込み合っているところは、枝ぬき等で処理すること。
- (5) 大枝を幹元で切除する場合は、バークリッジやブランチカラー等を考慮し、幹への影響が無いように行うこと。
- (6) 剪定枝の搬入寸法等については、高槻市エネルギーセンターの仕様に従うこと。

第6章 安全管理

- 1. 作業中は作業範囲にウォーキングコースの通行者等が立ち入らないようにすること。
- 2. 作業中は道路使用許可証を常時携行し、道路使用許可証に記載された、交通誘導警備員の配置及び安全施設の設置条件等を遵守し、利用者、歩行者、交通、民家等の安全を十分考慮すること。なお、第三者に損害をおよぼした場合は、受託者の負担において速やかに賠償するとともに、職員に報告すること。
- 3. 労働安全衛生法令上、資格等を必要とする業務については、安全衛生法による、安全衛生教育修了証、特別教育修了証等、資格証等の写しを、職員に提出すること。（例、刈払機取り扱い作業、伐木（チェーンソー）安衛則第36条8・2の補講。）
- 4. 電線の近くで作業を行う場合は、電力会社等と作業計画の事前打ち合わせを行い、感電事故防止及び電線等の損傷事故防止に努めること。
- 5. 除草時は、飛び石に十分注意すること。

第7章 報告書類等

- 1. 写真
 - (1) A4版写真用紙で統一すること。

- (2) 倒木及び危険木の伐採処理（計31本）は、対象木1本ごとに番号札を付け、作業前、作業中、作業後を同一方向から撮影し、同一紙面に整理すること。
- (3) 摂津峡公園管理事務所北側法面エリアの強剪定等処理は、複数個所において、作業前、作業中、作業後を同一方向から撮影し、同一紙面に整理すること。また、必要に応じて複数方向からの撮影もすること。
- (4) 車両を使った搬出、積載、運搬等の状況も撮影し、作業工程が確認できるように記録すること。
- (5) 委託看板、安全施設等も撮影すること。
- (6) 黒板には作業場所、内容等必要事項を記載すること。

2. 報告方法

- (1) 基本A4版用紙で統一すること。やむをえない場合は一部A3版も可とする。
- (2) 倒木及び危険木の伐採処理は、樹木1本ごとに樹種、幹周を整理し、表形式で報告すること。
- (3) 摂津峡公園管理事務所北側法面エリアの強剪定等処理は、強剪定を行った樹木1本ごとに樹種、幹周を整理し、表形式で報告すること。なお、下木伐採、笹刈面積は、報告の対象外とする。
- (4) 主たる業務以外の木、枝の処理は報告の対象外とする。

3. その他

- (1) 処分時の計量伝票を提出すること。
- (2) 上記の履行に関する報告書類及び請求書は、まとめて提出すること。
- (3) 報告書類の提出先は、公園課（本庁舎5階）とする。

第8章 その他共通事項

- 1. 受託者の負担する経費は、全て本契約金額に含むものとする。
- 2. 作業時に苦情等があった場合は、速やかに誠意をもって対応するとともに、職員に報告し、その指示に従うこと。
- 3. 作業時に知り得た情報（倒木のおそれがある樹木等）については、速やかに職員に報告すること。
- 4. 施工にあたっては、従業員の健康管理、安全管理に十分留意して作業にあたること。
- 5. 作業時は、市民等に誤解等を与えないよう、言動に留意すること。
- 6. 作業終了後は、作業現場を清掃の上、退場すること。
- 7. この特記仕様書に定めのない場合は、速やかに職員に連絡し、協議を行うこと。